

昭和音楽大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

昭和音楽大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、昭和音楽大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神を踏まえ、大学及び大学院の使命・目的は学則に明示している。また、学部、研究科修士課程、博士課程それぞれが果たすべき社会的使命と育成する人材像を明確かつ簡潔に文章化し、ホームページなどの広報媒体を利用して社会に示している。特に、大学としての個性・特色は、学則第1条、大学院規則第2条に掲げる目的に反映させて明示されており、法令への適合として学校教育法、設置基準などを遵守し、大学及び大学院の目的に適合している。

中期的な計画として「教育課程委員会」が建学の精神と使命・目的を反映させるべく、法令や社会情勢などに対応した新しい教育課程編成の検討を進め、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）へ反映し、社会のニーズに応える形で整合性が図られている。

「基準2. 学修と教授」について

大学及び音楽専攻科ごとにアドミッションポリシーが明確に定められ、オープンキャンパス、受験講習会、高校訪問や学外の進学説明会など、さまざまな機会を活用して周知している。学部において入学定員及び収容定員は全体として良好な水準となっているが、収容定員充足率が未充足となっている学科があり、今後の対応が求められる。

TA(Teaching Assistant)の他、専門性の高い学修支援の一端を担う補助教員として研究員及び非常勤嘱託を配して授業の一層の充実及び円滑な運営を図るとともに、キャリア形成に資する「フィールドインターンシップ」を開講し、全学的に将来の仕事につながる実践的な就業体験を可能にしている。教育課程を適切に運営するために必要な教員を配置している。教育研究のための施設設備について、大小多様な教室を設置し、学修環境を公平に保つために履修者が多い場合はクラス分けを行うなど、適切に整備活用している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

法人の目的、教育方針が明確に定められ、寄附行為に基づき「東成学園就業規則」「東成学園事務組織及び業務分掌規程」など諸規則が整備され、経営の規律と誠実性が保たれている。理事会は定期的開催され、「理事会業務委任規程」により戦略的意思決定について、運営委員会が迅速かつ円滑な運営を遂行する努力をしている。法人と大学の各管理運営機能をチェックする機関は運営委員会であり、適切に機能している。理事長は理事会議長として適切なリーダーシップをとり、学部 FD(Faculty Development)、職員 SD(Staff Development)に参加し教職員の意見のボトムアップに努めている。

中期計画を策定し、毎年度の事業計画策定及び予算編成など適切な財務運営を行い安定した財務基盤を確立している。会計処理は学校法人会計基準、経理規程などの諸規則を遵守し適正に実施されている。

「基準4. 自己点検・評価」について

大学の使命・目的にのっとり点検評価委員会に点検評価小委員会及び「自己点検・評価ワーキンググループ」を置き、実施体制を適切に整え日本高等教育評価機構の定める評価基準を参考にして、自己点検・評価を毎年度定期的実施している。大学は学生及び卒業生などに各種アンケート調査を実施し、データ分析をすることにより、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を行っている。自己点検・評価の結果は、学内で共有し、学生に対しては図書館のコーナーで、社会に対してはホームページ上で公開している。自己点検・評価の結果を教育研究及び大学の運営の改善・向上につながるPDCAサイクルの仕組みが確立され、かつ適正に機能している。

総じて、大学は自らが掲げる建学の精神や使命・目的に基づき適切に運営され、特色ある音楽教育・研究に取り組んでおり、単科大学の特色を生かした大学運営が期待される。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.研究活動」「基準B.社会貢献」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的は、建学の精神である「礼・節・技の人間教育」を踏まえて大学学則に明文化し、大学院音楽研究科の使命・目的は大学院規則に明確に示されている。

音楽学部の人材養成目的は、学則第1条に定める目的に基づいて、学科ごとに定められており、修士課程の人材養成目的は、大学院規則に定める目的に基づいて、修士課程全体及び専攻ごとに定めて明文化している。

音楽学部、音楽専攻科、大学院音楽研究科修士課程及び同博士課程それぞれが果たすべき社会的な使命と、育成する人材像は明確かつ簡潔に文章化し、ホームページなどの広報媒体を利用して社会に示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学としての個性・特色は、学則第 1 条、大学院規則第 2 条に掲げる目的に反映させて明示している。また、大学及び大学院の目的は学校教育法などの法令に適合している。

平成 20(2008)年 12 月に運営委員会のもとに学長を委員長とした「学則検討委員会」を設置し、使命・目的や学科ごとの人材養成目的を見直すとともに、学則第 3 条に「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学科ごとに定め公表する」と定め、必要に応じた見直しを行い対応している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び人材養成目的の策定及び改定に当たっては、主な役員などで構成する点検評価委員会が積極的に関与し行っており、学内外への周知は、学生には学生便覧や履修要綱によって周知し、教職員には「教員便覧」や「学校法人東成学園の活動」によって周知している。学外に対しては「Guide Book」やホームページによって周知している。

中長期的な計画として「教育課程委員会」が建学の精神と使命・目的を反映させるべく、法令や社会情勢などにも対応した新しい教育課程編成の検討を進め、三つの方針へ反映している。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神及び使命・目的に基づいて音楽学部及び音楽専攻科ごとにアドミッションポリシーが明確に定められ、オープンキャンパス、受験講習会、夏期・冬期講習会、高校訪問や学外の進学説明会などさまざまな機会を活用して周知している。

音楽学部では、アドミッションポリシーに基づき入学者選抜試験を行い、具体的には七つの入試制度があり、出願資格と選考方法は入学試験要項とホームページに明示している。

入学定員に沿った学生を確保するため、入試広報委員会を中心として、年間を通じてオープンキャンパスなどさまざまな形で対策を講じ、音楽学部全体としては入学定員及び収容定員は良好な水準となっている。

【改善を要する点】

- 作曲学科及び声楽学科は収容定員充足率が 0.7 倍未満となっており、改善が必要である。
- 器楽学科については、収容定員充足率が 1.3 倍を超えており、改善が必要である。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

大学の人材養成目的を踏まえ、カリキュラムポリシーを定め、履修要綱、学生便覧、「教員便覧」及びホームページを通じて学内外に明示している。

一部の科目では受講生一人ひとりがタブレット端末を使用して、大学が独自に開発した教材を使用する授業を行っている。また、大学では学内での授業にとどまらない実践的な学びを重視し、これを建学の精神と結びつける工夫を行っている。

授業方法の改善を進めるための組織体制として、音楽学部及び大学院音楽研究科にそれぞれ FD 委員会を置き、授業評価アンケートの実施やその結果の検討、フィードバックなどを定期的に行っている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教学上の指導を円滑に行い、学生生活全般の充実を図るために学科・コースごとにクラスを分け、クラス担任に専任教員を配置し、学修支援及び授業支援のために教員と職員協働の体制を整備している。

年度初めのガイダンスは、教職協働によって開催し、研究支援体制の充実・強化及び若手研究者の養成・確保を促進するため、RA(Research Assistant) の制度を設け、規定も整備している。また、専門性の高い学修支援の一端を担う補助教員として、伴奏研究員、合奏研究員、重唱研究員、実習研究員及び非常勤嘱託を配して授業の一層の充実及び円滑な運用を行っている。

そして、基礎学力の不足から授業についていけないケースを抑止するため、基礎的な内容を補う授業科目を開設している。

【優れた点】

OTA に加え、専門性の高い学修支援の一端を担う補助教員を配して、授業の一層の充実及び円滑な運用を図っていることは評価できる。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定の基準は学則及び履修規程に明確に定められ、卒業要件は学則に、修了要件は大学院規則に明文化されている。

進級については特に要件を設けていないが、主科の実技科目や学科での必修科目で、年次を重ね順番に履修しなければならない科目には、科目名に番号を付して履修制限をしている。

学位の授与に当たっては、音楽学部、音楽専攻科、音楽研究科修士課程及び同博士課程のそれぞれにディプロマポリシーが定められている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア形成に資する授業科目をキャリア科目として履修要綱に記載し、専門分野の科目と組合わせて履修することで、キャリア形成に役立てるよう促している。

平成 25(2013)年度から音楽学部全体の選択科目として「フィールドインターンシップ」を開講し、実技系の学生も含めて全学的に将来の仕事につながる実践的な就業体験を可能にしている。

多様な資格取得を目指す学生に対して支援する制度を設けている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

大学は、教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発として、学生の学修状況・進路決定状況・進路意識の調査、就職先企業・卒業生へのアンケート調査、実技試験の観点別評価のフィードバック、資格取得状況の把握などをこまめに行っている。

そうした各種の調査は、FD 委員会、点検評価小委員会、キャリアセンターなどでそれぞれ点検・評価された後、フィードバックされ、学修指導などの改善に活用されている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

教学上の指導を円滑に行い、学生生活全般の充実を図るためにクラス担任制を設けている。

学生生活の安定のための経済的支援（さまざまな奨学金の制度）、課外活動支援（学生会活動や昭和音大祭への指導や施設提供）、健康・心的支援（保健室や学生相談室の設置）なども整備されている。

学生の意見をくみ上げる仕組みとして学生満足度調査が毎年実施され、その結果は点検評価小委員会、関連する部会・分科会・委員会・事務局、点検評価委員会などでの意見・

要望の把握と分析・改善策の検討を経て、運営委員会に報告され、図書館の専用コーナーで学生及び教職員に公開している。

2-8 教員の配置・職能開発等

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

音楽学部は、学位の種類及び分野に応じて、学科ごとに教育課程を適切に運営するために必要な専任教員、兼任教員を確保・配置しており、大学院音楽研究科においても同様に、各々の専門分野に応じた能力を有する教員を適切に配置している。

FD 研修会の参加教員には参加報告書の提出を義務付け、その内容を FD 委員会や部会・分科会で分析し、次の FD 全体研修会に反映させるなど、PDCA サイクルを確立している。

教員業績評価制度が実施され、平成 28(2016)年度の本格的な運用に向けて、評価基準の見直しも検討されている。

教養教育を行うための組織として、教養教育部会とそのもとに四つの分科会を置き、教養教育実施のための体制を整備している。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎、図書館、附属施設など、教育研究のための施設設備を適切に整備・活用している。

「テアトロ・ジーリオ・ショウワ」及び「ユリホール」の両施設とも、通常の授業や、学修成果の発表の場として機能しており、劇場運営室で適切に管理している。

大小多様な教室を設置し、能力別のクラス編制を導入したり、履修者が多い授業については、学修環境を公平に保つために、クラス分けを行うなどの対応をしている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準3を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目3-1を満たしている。

【理由】

「学校法人東成学園寄附行為」には、法人の目的、教育方針が明確に定められている。寄附行為に基づき「東成学園就業規則」「東成学園事務組織及び業務分掌規程」など諸規則が整備されている。

使命・目的の実現への継続的努力について、法人の最高意思決定機関である理事会、諮問機関としての評議員会、法人業務を遂行するための運営委員会を定期的で開催している。

学校教育法、私立学校法、設置基準など関係法令を遵守し適切に運営している。

「公益通報に関する規程」「利益相反マネジメント規程」「情報セキュリティ対策に関する規程」「ハラスメント防止等に関する指針」などを整備し、委員会を設置して適切に対応できる体制を整備している。

教育情報及び財務情報は、ホームページで適切に公表している。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目3-2を満たしている。

【理由】

理事会は定期的で開催され、「学校法人東成学園寄附行為」などに基づき、収支予算、事業計画、収支決算、事業報告、役員の変更、学則変更、補正予算などを審議、決定している。

「理事会業務委任規程」により戦略的意思決定を行うため「運営委員会」を週1回開催し、迅速かつ円滑な運営を遂行する努力をしている。

【改善を要する点】

○一部の理事会が、郵送及び訪問持回りにより審議が行われていることについて、私立学校法第 36 条第 5 項にのっとり運営するよう改善が必要である。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

「昭和音楽大学学則」において、教授会は諮問機関としての役割を担い、最終意思決定は学長が行うとして、学長の権限、責任を明確に定めている。

FD、SD 研修会において学長が講話を行い、教職員に対し取組みや姿勢や方針を示している。点検評価委員会、学長諮問委員会、教養教育部会などでは学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制になっている。

副学長を置き、より綿密な学内運営を推進している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人と大学の各管理運営機能をチェックする機関は運営委員会であり、年間 43 回（平成 26(2014)年度実績）の会議を通して法人全体をチェックする機関として、適切に機能している。

教員は、所属する部会・分科会、委員会を通して意見や提案などをくみ上げる仕組みを整備し、運営の改善に反映している。

監事は定期的に業務及び財務の状況について監査を行い、理事会、評議員会に出席し、ガバナンスは機能している。

理事長は理事会などの議長として適切なリーダーシップをとるとともに、学部 FD、職員 SD に参加して教職員の意見のボトムアップに努めている。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業

務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

法人は、使命・目的を達成するために必要な事務組織を置き、職員を適切に配置し、業務分掌に関する規程に基づき業務を執行している。

業務執行の管理体制を機能させるために、理事長、学長、副学長、人事・教学・財務担当常務理事が行う業務の役割を具体的に定めている。

「事務職員の SD 研修に関する規程」を整備し、事務職員の資質・能力向上の機会として、全ての専任事務職員を対象とする SD 研修会を毎年実施している。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

大学は、財務に関する中長期計画に基づき、毎年度に事業計画策定及び予算編成などで適切な財務運営を行い安定した財政基盤を確立している。

大学の経営判断指標の一つである帰属収支差額は、平成 24(2012)年度の一時的な要因を除けば、過去 5 年間はプラスで推移していることや、法人全体の金融資産が過去 5 年間にわたり増え続けていることで、安定した財務基盤の確立と収支バランスが確保されている。

【優れた点】

○大学は、私立大学等経常費補助金の特別補助及び科学研究費助成事業などの外部資金の獲得に取り組んでいる他、私立大学等改革総合支援事業などの採択を受け、教育活動の充実や研究基盤の整備に取り組んでいることは評価できる。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

大学は、学校法人会計基準及び経理規程などの諸規則を遵守し、適正な会計処理を実施している他、「資金運用規程」「経理規程固定資産細則」などを定め、資産及び資金の管理・運用を安全かつ適正に実施している。

会計監査は、監査法人による監査と監事による監査体制が整備されており、適正かつ厳正に実施されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学は、平成 5(1993)年度に大学の使命・目的にのっとり「点検評価委員会」を設置し、自主的・自律的に自己点検・評価を実施し、結果を公表している。

大学は、「点検評価委員会」のもとに「点検評価小委員会」を置き、さらにそのもとに「自己点検・評価ワーキンググループ」を置いて実施体制を整え、日本高等教育評価機構の定める評価基準を参考にして、適切に実施している。

自己点検・評価は、点検評価委員会規程に従い、毎年度定期的に実施している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

大学は、学生及び卒業生などに各種アンケート調査を実施し、データを分析することによって、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を行っている。

大学は、現状把握のため各種調査を担当する各委員会で分析し、最終的に点検評価委員会が点検している。

自己点検・評価の結果は「自己点検評価書」にまとめ、運営委員会、理事会、評議員会及び教授会を通じて学内で共有をしており、学生に対しては図書館のコーナーで、社会に対してはホームページ上でそれぞれ公開している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価は、現状把握のため、点検評価委員会が中心となって毎年各種調査を実施している。

点検評価委員会は、各種調査のデータを分析し、結果を学内外に公表する他に、評価項目や実施方法を毎年見直している。

自己点検・評価の結果を教育研究及び大学の運営の改善・向上につながる PDCA サイクルの仕組みが確立し、かつ適正に機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 研究活動

A-1 研究所における研究の推進と文化の向上への寄与

A-1-① 研究所における助成・受託研究等の推進と舞台芸術分野・文化政策への貢献

A-1-② 研究所における関係分野の研究の推進と当該分野の教育のバックアップ

A-2 教員個人及び教員グループによる各専門分野の研究の推進

A-2-① 学内の研究費による研究の推進

A-2-② 科学研究費補助金の獲得による研究の推進

A-2-③ 他大学との連携による研究の推進

【概評】

昭和音楽大学には八つの付属研究所があり、その多くが文化庁や文部科学省などの行政からの支援、委託、助成を受けて研究を推進しており、我が国の文化政策に貢献していることは評価できる。

オペラ研究所、バレエ研究所及び舞台芸術政策研究所は、国内のみならず海外の諸機関・団体などとも連携を図り、グローバルな研究活動の基盤を構築している。歌曲研究所、アートマネジメント研究所、音楽療法研究所、音楽教育研究所、ピリオド音楽研究所は、更

なる研究活動の活発化及び学生などに対する教育への反映を計画しており、今後の成果に期待したい。

科学研究費助成事業の採択件数・採択金額においては、単科の音楽大学で非常に高い実績を残しており、科学研究費補助金事務取扱規程、公的研究費取扱規程を定めるほか、公的研究費不正防止計画を適正に整備している。

聖マリアンナ医科大学、日本映画大学など、近隣の大学・研究機関との連携による社会と大学を繋ぐ学際的な研究にも積極的に取り組んでいる。

基準B. 社会貢献

B-1 地域における音楽大学の使命・目的に基づく教育資源の提供

B-1-① 音楽大学としての特色ある地域貢献活動

B-1-② 地域における社会連携活動

【概評】

プロの演奏団体への入団を目指す卒業生に対するキャリア支援の一環として「テアトロ・ジーリオ・ショウワ・オーケストラ」を組織し、さまざまな演奏会を催したり、大学の教育資源を地域に提供するために、生涯学習講座の開催や「昭和音楽大学附属音楽・バレエ教室」の運営を行い、外部の演奏団体や高等学校の公演などへ施設を提供したり、行政や地域における文化団体への参画などにも取り組むなど、地域に密着した多様な貢献活動を展開している。

この他にも地域と連携した活動として、「アーツ・イン・コミュニティ」プログラム、「音楽療法室 Andante」の開放、「アルテリッカ（川崎・しんゆり芸術祭）」や「しんゆり・芸術のまちづくり」への参加・運営、「川崎市アートセンター」の指定管理者業務、「麻生区・6 大学 公学協働ネットワーク」の業務などがあり、こうした取組みは「文化の向上と社会の福祉に寄与する」という大学の使命・目的にかなっており、評価できる。

